

下 総 第 1 3 6 号
令和6年(2024年)2月9日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年1月5日付け監査報告第2号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 議会事務局庶務課 〕

〔指摘事項〕

- (1) 交際費の支出については、一般交際費、慶弔費及び諸行事協賛費として毎月15万円を資金前渡職員へ支出し、1月が経過するごとに精算を行っている。その支出事務において、下関市契約規則に規定する予定価格の決定、見積書の徴取など契約手続を行うことなく経費を支出したのが見受けられた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

令和5年2月から、慶弔費や会費等の契約手続が不要なものを除き、下関市契約規則に基づき、見積書の徴取など契約手続を行うこととし、支出方法を資金前渡から精算払に変更した。

- (2) 食糧費の支出について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 給茶機2台で使用するお茶とコーヒーを一者選定の随意契約により毎月購入しているが、仕様書及び見積書においてそれぞれの数量は具体的に明示されておらず、また、購入額は毎月同額(29,160円(13,500円×2台×1.08))となっていた。

イ 食糧費の執行伺書に、業者選定理由として、「お茶やコーヒーを購入することで給茶機の無料貸出を受けることができる業者が他にないため」と記載しているが、毎年調査しているとした同業他社の資料が保管されていなかった。

ウ 給茶機の設置について、平成29年4月1日付けで議会事務局が相手方と締結した「飲料機器貸与に関する契約書」は、市長名で契約締結がなされておらず、当該契約書の位置づけが不明確であった。

エ ウの契約は、給茶機の利用について「フリープラン13,500円」という内容で申込みをしたこととなっており、その金額は、当該給茶機の利用料金、保守点検費及び飲料補充代が含まれたものとなっていたが、賃貸借料として支出すべき経費も食糧費として毎月支出されていた。

(改善措置状況)

給茶機の機器の使用については、これまで全て「需用費(食糧費)」にて一括で支出していたが、機器の使用については「使用料及び賃借料」、茶葉等飲料補充代については「食糧費」にてそれぞれ支出することとした。

なお、給茶機の機器の使用については、条件付き一般競争入札を行い、令和5年7月19日付けで給茶機賃貸借契約（5年間の長期継続契約）を市長名で締結した。

また、茶葉等飲料補充代については、その都度、必要な数量を仕様書に明示した上で、契約手続を行い購入することとした。

以上